

立川市個人情報保護に関する法律施行条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布による。

立川市個人情報の保護に関する法律施行条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(立川市個人情報保護審査会への諮問)

第3条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、立川市個人情報保護審査会条例（令和4年立川市条例第号）第2条に規定する立川市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。
- (4) その他法第3章第3節に規定する施策を講じるとき。

(個人情報システム等の公表)

第4条 市長は、毎年1回以上市の機関が行った個人情報システム（電子計算機及び端末装置を使用し、与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する組織により保有個人情報を処理する方法をいう。）による事務処理の状況その他法の規定による個人情報の保護制度の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(立川市個人情報保護条例の廃止)

第2条 立川市個人情報保護条例(平成元年立川市条例第55号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に掲げる実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第3項の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第2号に掲げる個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる者に係る旧条例第13条の規定による当該業務について知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第12条に規定する受託者(受託者から業務の一部の再委託を受けたものを含む。以下「旧受託者」という。)若しくは旧受託者の職員である者又は前条の規定の施行前において旧受託者若しくは旧受託者の職員であった者

(2) 前条の規定の施行の際現に公の施設の管理を行う指定管理者(指定管理者から業務の一部の委託を受けたものを含む。以下同じ。)若しくは指定管理者に係る管理業務に従事する者(以下「従事者」という。)である者又は前条の規定の施行前において公の施設の管理を行う指定管理者若しくは従事者であった者

3 前条の規定の施行の日前に旧条例第14条、第15条若しくは第15条の2の規定による請求がされた場合又は旧条例第19条第1項の規定による苦情の申出がされた場合における開示、訂正若しくは利用停止又は是正その他必要な措置については、なお従前の例による。

4 第1項に規定する者又は第2項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された個人情報リスト(旧個人情報(旧実施機関又は旧受託者にあつては公

文書（旧条例第2条第5号に定める公文書をいう。）に記録されているものに、指定管理者にあつては公の施設の管理業務に関するものに限る。以下同じ。）を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の当該旧個人情報を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

5 前項に規定する者が、その職務上又は業務上知り得た旧個人情報（個人の秘密に属する事項が記録された個人情報リストに係るものを除く。）を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

6 第4項に規定する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条に規定する職員を除く。）が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前にその職務上又は業務上知り得た個人の秘密を、前条の規定の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

7 法人（指定管理者の指定を受けた法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して、前3項に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

8 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。